

SB24・AWG・Dialogue 前半速報
2006年5月15日（月）～5月20日（土）
ドイツ ボン

2006年5月24日

矢尾板 泰久

信岡 洋子

1. はじめに

国連気候変動枠組条約第24回補助機関会合（SB24）・京都議定書3条9項に基づく附属書I国（先進国及び市場経済移行国）の更なるコミットメントに関する作業部会の第1回会合（AWG: Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol）・気候変動に対応するための長期的協力のための行動に対する対話（Dialogue: Dialogue on long-term cooperative action to address climate change by enhancing implementation of the Convention）がドイツ・ボンの Maritim Hotel にて開催されている。5月15日・16日の両日、Dialogue が開催され、AWG が17日から25日まで、SB24 が18日から26日まで開催される。

条約事務局が5月16日に発表した参加者リストによると、今回の参加者は、165ヶ国からの1,666名となっている。昨年のSB22は、157ヶ国からの1,561名、一昨年のSB20は、160ヶ国からの1,267名であり、京都議定書が既に発効し市場に動きがあることや議定書の第2約束期間以降（2013年以降）である将来の行動に関することが議題にあることで、今回の会合に対する世界の注目が高まり、参加者が増えていることを表している。

前半速報においては、Dialogue、AWG、CCS（Carbon dioxide capture and storage）のワークショップ、CDM 理事会 Q&A などのサイドイベントを中心に報告する。



(会場: Maritim Hotel)



(Dialogue 開催風景)

2. Dialogue (長期的協力のための行動に対する対話)

開催日：2006年5月15日～16日

共同議長：Howard Bamsey (オーストラリア環境遺産省次官)

Sandea de Wet (南アフリカ外務省主任法律顧問)

テーマ：1) 持続可能な方法で開発目標に向けた前進を図る

2) 適応に関する行動に取り組む

3) 技術の持つ全ての可能性を実現する

4) 市場ベースの機会の全ての可能性を実現する

内容：昨年11月～12月にモントリオールで開催されたCOP11の際に合意されたものであり (Decision 1/CP.11)、京都議定書未批准国の米国や削減義務のない途上国も含めた全ての締約国が参加する。ワークショップを4回まで開催し、各国の経験の交換、戦略的アプローチの分析のための対話を行う。なお、この対話は将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、またはマンデートなどには一切つながらないものとする。COP12 (2006年11月) 及びCOP13 (2007年12月) においてこの対話に関する報告を行う。

共同議長 (Co-facilitators) はAnnex I国からオーストラリアBamsey環境省次官、非Annex I国から南アフリカDe Wet外務省主任法律顧問) が選ばれた。

1日目 (15日) は事務局、ドイツ環境大臣、COP11議長のカナダ環境大臣から挨拶の後各国からのステートメント、2日目 (16日) は4つのテーマごとの議論が行われた。会議場には丸いテーブルがいくつも並べられ、ひとつのテーブルに5、6カ国の代表が1～2名着席した (席はアルファベット順で決まっていた)。結婚式場のようなレイアウトであった。

挨拶：

1. Richard Kinley (UNFCCC 事務局長代行)

- Dialogue と AWG という気候変動に対応するための将来の行動に関する二つの新しい重要なプロセスが始まり、とても特別でチャレンジングな会合となるだろう。また、これらに関する締約国から提出された意見書は、更なるステップアップや努力を求めるものであり、とても興味深い。Dialogue での有意義な議論を期待している。

2. Sigmar Gabriel (ドイツ環境大臣)

- モントリオールでの COP11、COP/MOP1 以来、温暖化会議としては最も重要な会議である。
- エネルギー、大気汚染、産業開発、気候変動をテーマとして開催された UN Commission on Sustainable Development (持続可能な開発委員会：第14回会合が5月1日～12日までニューヨークで開催された) では、16億人以上の人々にエネルギーが供給出来ていないなど途上国のエネルギー問題に指摘があり、途上国を支援することが重要である。CDM は南北協力の良い例である。また、最近の欧州の炭素市場の変動は、市場の

重要性に影響を与えるものでない。

3. Rona Ambrose (カナダ環境大臣)

- それぞれの国が温室効果ガス削減に向けて独自の取り組みを行っている。そして、全ての国が参加するこの対話は、重要なステップになる。
- 将来の国際的な協力は温室効果ガスを削減するだけでなく、大気汚染の解決や衛生面の改善も必要であり、全ての国が参加して適応・技術・政策に焦点をあてる国際的なアプローチが重要である。
- COP2 をホストしたケニア、ナイロビ¹に感謝。

議事内容：

【初日】

共同議長より、この対話は交渉ではなくオープンで拘束力を伴わないことが強調された。今会合の成果として会合後に共同議長が作成する報告書については、合意を得た文書ではなく、また決定書でもなく、COP12 及び COP13 で検討していくためのインプットになると説明があった。

ワーキングペーパーを提出した国を中心とする発言で議論が展開された。なお、ワーキングペーパーを提出していた国は、コロンビア・ノルウェー・中国・南アフリカ・EU・ブラジル・日本・韓国・チリ・アイスランド・ウズベキスタン・米国・ニュージーランド・スイス・カナダ（条約事務局発行の文書の順に記載）であった。

ノルウェー

- 気候変動は世界中の問題であり、長期的協力の行動が議論される時に、参加しない国があるべきではない。
- 対話での議論を助けるために、IPCC 及び研究機関からの知見を得るべきである。
- コミットの方法は探究されるべきであり、それには、排出量へのキャップ、ダイナミックな目標、セクター別の目標、拘束力のない目標も含まれる。
- 技術は緩和と適応の両方において重要な役割を果たすが、それ（技術）自体がゴールではないが、環境での目標を達成する際の必要なツールになる。

南アフリカ

- 排出量削減へ附属書 I 国がリードしていくべきである。途上国に新たなコミットを課すべきではない。
- 新しい技術の開発と技術移転のイセンティブが求められており、South-South

¹ 5月14日、条約事務局は、COP2の開催地をケニア・ナイロビすることに対して、追加的なインフラ整備を実施することを条件として承認した。

及び South-North を含め途上国を支援することが優先事項である。

- ・ 公共及び民間からの環境投資が促進されるよう資金調達での支援が必要である。
- ・ 積極的なインセンティブなアプローチ (positive incentives approach) の特別なワークショップの開催を提案する。

中国

- ・ 附属書 I 国からの技術移転やキャパシティビルディングは十分でない、政府が更なる重要な役割を担うべきである。
- ・ 適応策について、気候変動に適応するため途上国でのキャパシティビルディングの推進を狙うべきである。
- ・ 気候変動に対して、市場は重要な役割を果たしている。CDM のような Win-Win 市場メカニズムは更に拡大されるべきである。

EU (オーストリア)

- ・ 条約の究極的な目標を達成するためには、地球の平均気温上昇を産業革命前の 2°C 以内に押さえることが必要。
- ・ 京都議定書締約国は、コミットメントをコスト効果的に達成するために柔軟性メカニズムを使用し、持続可能な開発を支援するべきである。柔軟性メカニズムは、技術への投資を作り出し、技術開発を促進させる。また、これらの技術は先進国、途上国に移転させるべきである。
- ・ 議定書を批准した先進国の 2000 年における排出量は、世界全体の約 30% 程度であり、EU は 14% 程度に過ぎない。これらの国々だけでは、温暖化を解決することは出来ない。経験や分析の情報交換を行うことにより、この対話において、低排出へのアイデアについて議論するべきである。

ブラジル

- ・ 附属書 I 国は、議定書における CDM だけでなく、条約の究極的な目標を実施するため “Convention Track” と呼ばれる気候変動への新しい長期的な協力の行動をもたらすような取り組みをするべきである。
- ・ “Convention Track” とは、条約の究極目標に貢献するための途上国への積極的なインセンティブをもたらすことである。このようなインセンティブには、新しい追加的な支援、技術移転、キャパシティビルディングなどが含まれるべきである。

日本

- ・ 枠組条約採択当時からの時代の変化をふまえ、条約の究極目的の実現に向けて各国が連帯して取り組むべきであることを訴え、すべての国がその能力に応じ排出削減に取り組むことを可能とするとともに主要排出国による最大限の削減努力を促す実効ある枠組みの構築を推進する必要性がある。

韓国

- ・ 多国間・二国間・地域における更なる技術移転をするべきであり、附属書 I 国は更なる努力をするべきである。
- ・ 前回の適応と緩和に関するワークショップでの教訓及び今回提出された各国からのワーキングペーパーによって、前向きな話し合いを行い、この会合において積極的な成果を得られるだろう。

チリ

- ・ 長期的協力のための行動において三つのポイントをあげたい。第一は、気候変動の負の影響、エネルギーアクセス、エネルギーセキュリティにおいて考慮する必要がある。第二は、技術開発と技術移転が重要であり、第三は、市場メカニズムを使用し続けるべきである。

アイスランド

- ・ 開発と緩和でのお互いの支援が必要であり、特に途上国における再生可能エネルギーの支援が重要である。
- ・ 技術は気候変動の緩和において最も重要なことであり、キーとなる産業において、その産業の基準やベンチマークを策定し、現在ある最高の技術を分かち合うことが重要である。
- ・ 気候変動の緩和における税の長所と短所を分析し、低炭素技術の開発と普及の分析をするべきである。

米国

- ・ 気候変動問題とともにエネルギー安全保障、大気汚染の解消などを一体的に捉えることが必要である。
- ・ 政府が主導する技術の研究開発プログラムは、技術を促進させるのに必要なため継続する。影響ある緩和戦略の要素となる強度の技術の研究開発プログラムの重要性にもっと注視するべきである。

ニュージーランド

- ・ 市場ベースの機会の全ての可能性を実現することは、排出量を削減する際の妨げにはならないだろう。市場は、排出量を削減する全ての活動に範囲を広めるべきであろう。土地利用・土地利用変化・森林からの排出量を削減するための活動も含まれるべきであろう。

スイス

- ・ 先進国の努力だけでは、条約の究極的な目標を達成することが出来ない。そのため温室効果ガス削減のための世界的な行動が重要である。
- ・ 炭素市場へ参加する国々を拡大することが重要である。
- ・ この対話を、AWGのようなその他のプロセスと連携させるべき。

カナダ

- ・ この対話は、技術革新や低炭素社会へ世界を導くことを、どのように進めていくべき

か考察するべきである。

- ・ 政府は、民間部門と一緒に技術の研究開発を進める役割を持っており、環境への民間部門の投資を可能にするという役割も持っている。

オーストラリア

- ・ IPCCの第4次評価報告書に期待を寄せている。また、オーストラリアは、自国の目標や数値目標を策定する際に“危険な気候変動”の原因となりうる温度変化の水準を定義づけている国々を尊重してはいるが、そのような定義をUNFCCCで採択するかかどうかという議論は当面のところ適切ではないと考える。

ロシア

- ・ 再生可能エネルギーや代替エネルギー促進のためにやるべきことは多々あるが、今後も化石燃料のような従来のエネルギー源の利用が避けられない。化石燃料からの影響を低減するための技術開発と技術移転に重点を置くことが重要。

【二日目】

Bamsey 共同議長が、初日の討議が貴重であったと強調したのちに開催された。

インド

- ・ 水などの供給を受けてない人々、学校に行っていない子供達などがおり、それらのインフラ整備や経済発展などで更なるエネルギーが必要になり、排出量も増加する。しかし、インドの将来のシナリオによれば、人口一人当たりのエネルギー消費量は現在同様に低いままである。

；インド 2003年 304kgoe
；インド 2032年 1240kgoe (成長率8%)
；世界平均 2003年 1688kgoe
；OECD 2003年 4668kgoe

- ・ 先進国からの技術移転は重要であり、アジア太平洋パートナーシップなどの取り組みは重要なことである。

ブラジル

- ・ 気候変動の緩和策としてバイオマス燃料の可能性が大きい。バイオマス燃料の拡大はWin-Win シチュエーションである。しかし、そのためのキャパシティと資力が十分でない、南南 (South-South) 協力を効果的に実現するための新たなパラダイムが必要である。

EU

- ・ 2005年の国際炭素市場の取引総額は地球環境ファシリティーの資金規模の何倍も大きかった・炭素市場において、民間部門の役割が大きい。

ウズベキスタン

- 各国が持続可能な開発に向け、有効な政策、実地的な適応をとることができる。技術革新も重要と考える。どうやれば共通の土台の上で情報交換や技術情報の提供ができるかを考える必要がある。
- 排出トン当たり 2 ドルという値段ではインセンティブにならない。

中国

- 以前、新しいメカニズムを作るのがこのダイアログの目的との意見が出されたが、中国は、サウジアラビア代表の言うとおりに、条約に規定するメカニズムや原則を変えるべきではないと考える。条約こそ、全ての基礎であると考え。
- 途上国が何よりも緊急に必要としているのは、既存の気候変動対応技術である。これが利用できれば、途上国は先進国の轍を踏まずに進む。
- 技術移転を市場に任せるべきではない。条約において、附属書 I 諸国には、非附属書 I 諸国に技術を移転する義務があるのを忘れてはならない。

日本

- ここで考えておく必要のある点として三点を指摘したい。第一に、最も気候変動に影響され、しかもそれに対応する能力が最も低い国に焦点を当てる必要がある。第二に、適応を行うに当たっては、国際的な努力とともに各国の国内でも努力する必要がある、それによりシナジー効果を最大にする必要がある。第三に、適応のレベルは緩和のレベルにより異なることを理解する必要がある。十分な緩和がない場合は、適応は極めて巨額のコストのかかるものとなる。
- 長期の目標について合意し、排出削減する可能性や能力について共通の理解をもち、そのような可能性を明らかにする科学知識を持つため、世界全体で努力をしていく必要がある。日本は既にこのような長期目標で努力しており、様々な形で貢献する用意がある。この点で、昨日ノルウェーの代表が言われたとおり、このダイアログは、COP 決議の 4 項目に限定すべきでない。
- 時代は変わり、附属書 I 諸国でも非附属書 I 諸国でも技術が進歩している。このため、条約の究極の目標を達成するには、こういった変化を正確に評価する必要がある。それに応じた行動をとる必要がある。

アルゼンチン

- 条約の目的を進める上で、希望していたほど進んでいないのが技術移転の分野である。CDM は技術移転を進めると期待されていたが、実際のプロジェクトでの技術の内容は極めて低いものとどまっている。メタン回収や CFC など、費用効果のあるプロジェクトが、途上国の求める技術移転を進めるものとは限らない。

チリ

- 二点を指摘したい。第一に、CDM が、気候変動での技術移転をもたらす唯一つのメカニズムではない。第二に、CDM は最近になってようやく効果的に運営されるようにな

ってきたが、ここでの対話で大きく改善されるというものではない。

パプアニューギニア

- ・ パプアニューギニアでは過去何万年も人間と環境は調和する形で共存してきた。しかしここ 50-100 年、深刻な環境問題に直面している。

ロシア

- ・ 適応は重要であるが、どの国がどういう影響を受けるか、科学的に正確な情報が必要である。特に脆弱な地域に科学的知識を集めるネットワークを作り、どういう影響が出るかを知ること、何らかの対策をとらせることができるのではないか。
- ・ エネルギーの安全性を確保することも必要である。この点はロシアで開催される G8 でも重要な議題となる。

カメルーン

- ・ 西アフリカや中央アフリカでは降水量が減少し、飢餓や水資源の不足の問題が出ている。この地域への技術移転は不十分であり、条約の技術移転は有言無実となっている。キャパシティビルディングなどの成果も大きくない。気候変動の影響のコストについてはあまり語られていない。こういったコストを念頭において、適応のニーズを考える必要がある。

Bamsey 共同議長は、8 月下旬までに次回の対話の開催方法案を提起する予定であり、5 月末までに追加文書の提出という形の貢献を歓迎すると述べ、二日間に亘って開催された対話が終了した。この対話は将来の交渉、約束、プロセス、枠組み、またはマンドレートなどには一切つながらないものであったため、議事が中断するといった目立った混乱もなく、淡々と議事が進行されたのが印象的であった。

Dialogue 会期中のプレスブリーフィングにて (REUTERS より)

Rona Ambrose (カナダ環境大臣)

- ・ 過去の交渉の結果、カナダには負担のある目標がセットされた。カナダは、この目標を達成することがとても難しく、成し遂げることが出来ないだろう。
(カナダの京都目標は、1990 年比でマイナス 6%であるが、約 35%増加している)

Sigmar Gabriel (ドイツ環境大臣)

- ・ カナダの発言が本当かどうか分からない。しかし、現在は 2006 年であり、議定書の第一約束期間終了まで、まだ 6 年間ある。
- ・ この会議の第一の目標は、2013 年以降の炭素市場を確実に継続することである。
- ・ 第二の目標は、条約加盟国すべてが排出量を削減する共通戦略を作ることであり、米国、オーストラリア、中国、インドを含めなければならない。

(矢尾板泰久 信岡洋子)

3. AWG (議定書 3 条 9 項に基づく附属書 I 国の更なるコミットに関する作業部会)

開催日：2006 年 5 月 17 日～25 日

議長：Michael Zammit Cutajar (マルタ)

副議長：Luiz Alberto Figueiredo Machado (ブラジル)

報告者：(Rapporteur)：5月20日の時点で決まっていない

背景：昨年 11 月～12 月にモントリオールで開催された COP11 の際に合意されたものであり (Decision 1/CMP.1)、議定書 3 条 9 項に則り、附属書 I 国の 2013 年以降のさらなる約束を検討するためのプロセスである。第 1 約束期間と第 2 約束期間の間に空白が生じない形で出来るだけ早く COP/MOP の成果を採択することを目指すとしている。作業の進捗は COP/MOP の各会合で報告される。

内 容：

5 月 17 日プレナリー

- ・ 当初の予定では、5 月 17 日の 10:00-13:00 及び 15:00-18:00 にプレナリーが開催される予定であったが、議長・副議長・報告者の選出やその運営を巡って舞台裏で交渉が難航したため、会合が開始したのは午後一時であった。その後議長と副議長の人事が発表されるとすぐに昼休みとなり、実際の議論が始まったのは午後 3 時からであった。議長は元 UNFCCC 事務局長であるマルタ (Annex I 国) の Michael Zammit Cutajar 氏、副議長はブラジル (非 Annex I 国) の Luiz Alberto Figueiredo Machado 氏が選出された。報告者のポストは 5 月 20 日現在まだ決まっていない。
- ・ また、Cutajar 議長は私用のため週末 (19 (金)・21 (日)) はマルタに帰るとのこと。それを前提に Cutajar 氏は議長を引き受けた。
- ・ 第 2 回を今年 9 月に開催する Inter-sessional meeting 案 (AWG アジェンダに明記されている) は各国から支持を得られず消えた、との報告が事務局からあった。今のところ COP/MOP2 と同時開催する案が有力。
- ・ 17 日のプレナリーでは UNFCCC 事務局長代行の挨拶に続き、ワーキングペーパー (意見書) を提出した国を中心とする発言で議論が展開された。18 日以降はインフォーマルコンサルテーションが続けられる。
- ・ プレナリーに向けてワーキングペーパーを提出していた国は、アルジェリア・EU・中国・コロンビア・アイスランド・インド・日本・ニュージーランド・ノルウェー・韓国・ロシア・スイス・カナダ (条約事務局発行の文書の順に記載) であった。

挨拶：

Richard Kinley (UNFCCC 事務局長代行)

- ・ Decision 1/CMP.1 で求められている通り、第 1 約束期間と第 2 約束期間との間に空白が生じないように、迅速なプロセスが必要である。AWG と Dialogue の開催によりスケジュールがとて忙しくなっているので、効率的に会議を進める必要がある。

- ・ ここ数ヶ月の CDM の成長の動きは印象的であるが十分でない。2013 年以降についても、市場の動きを効率的かつ活発にする必要がある。モントリオールにてビジネス界はステートメントで、「投資を促進させるには、長期的な首尾一貫した政策の枠組みが必要である」と発言していた。AWG は市場に対して強力で本質的なシグナルを送るだろう。

各国のステートメント：

南アフリカ (G77+China)

- ・ 第 2 約束期間は附属書 I 国の更なるコミットが必要であり、2007 年までに交渉が終了しているべき。
- ・ CDM は技術移転のポテンシャルとなるので第 2 約束期間での継続は必要である。

ナイジェリア (アフリカグループ)

- ・ 附属書 I 国は、2013 年以降の枠組みでもっと努力をすべきであり、更なる拘束ある目標が必要である。
- ・ アフリカ諸国は温暖化の悪影響を最も受ける地域。
- ・ 技術移転やキャパシティビルディングなど附属書 I 国の約束が守られていないので強化すべき。

中国

- ・ 柔軟性のために第 2 約束期間の期間は、第 1 約束期間の期間よりも長くする必要がある。附属書 I 国の排出削減目標は、第 1 約束期間よりも厳しくする必要がある。資金支援と技術移転に関する条約と議定書の実施のため、附属書 I 国には新しい模範が必要とされる。
- ・ 条約と議定書の条文により、非附属書 I 国に新しいコミットメントは規定されていない。

ノルウェー

- ・ EU の 2°C 目標を長期目標として共有するのは現実的ではないが、指針を与えるのではないか。
- ・ 京都議定書の改訂やバンカー油、航空からの排出 SBSTA でちゃんと議論できていない。AGW で議論したい。議定書 9 条 (議定書レビュー) のプロセスや Dialogue と適切な時期に合流させるべき。
- ・ 排出量のコミットメントなどを議論する前に、幾つかの要素が AWG によって議論される必要がある。
 - ； 第 2 約束期間の野心的な目標レベルは、締約国の合計削減量を先に議論する必要がある。
 - ； 第 2 約束期間の期間は？ 第 1 約束期間に対して長い？ 同じ？ 短い？
 - ； 第 2 約束期間のコミットメントの数値は、良く分析してから決められるべきであ

る。

；第 2 約束期間にも京都メカニズムが含まれるべきだと考えるが、ルールやガイドラインの修正が考究されるべきである。

アイスランド

- ・ 議定書を批准した附属書 B 国の排出量は世界の排出量の 30%程度であり、この割合は減っている。もし、残りの 70%の国々が排出量を安定化させなければ、条約の究極目標を達成することは出来ない。
- ・ セクター別の GHG 排出量を議論することは、重要な議論の一つの要素である。産業界がセクター別の世界的なコミットをすることは無いであろうが、国のコミットメントの値を算定する際に、セクター別の分析やベンチマークを使用することは有意義であろう。
- ・ 附属書 B 国に新たな国を追加すべきであり、基準や自主的に附属書 B 国に追加するプロセスも必要である。

インド

- ・ 議定書 3.9 条は、議定書 9 条つながる道ではない。
- ・ AWG は、2008 年までに作業を完了させるべき。
- ・ 第 2 約束期間では CDM がさらに活用されるべき。CDM の活用によって、附属書 I 国は低コストで排出削減目標を達成することができる上、最新の技術を使用することで途上国の増加する排出量を抑制することが出来るだろう。
- ・ CDM は、適応基金にも貢献しているので、途上国の適応のための資金を作り出すことになる。

日本

- ・ 日本の GHG 排出量は世界の 5%しか占めず、そのシェアは毎年減りつつある。残りの 95%はどうするのか。日本がその 5%を減らすための努力をしても、他の 95%が減らなければ意味がない。原因・影響が世界規模に及ぶ問題は世界規模で取り組むことが必要。
- ・ これから以下のような議論を期待している：新しい枠組みでは、GHG 濃度の安定化レベルについてどのように考慮するか、新しい行動のためにどのように世界全体の参加を促せるか、技術開発と普及をどのように促進できるか、どのように削減ポテンシャルを把握できるか、先日カナダが Dialogue で発言したようなセクター別の効率目標など、さまざまな新しいアプローチをどのように検討していくか。

韓国

- ・ 2013 年以降の附属書 I 国のコミットに伴い、附属書 I 国が主導しクリーン技術を普及・移転させることを奨励するメカニズムを設立するべきである。
- ・ 途上国は、先進国からの技術革新を助けるキャパシティビルディング、資金協力、技術移転を必要としている。

ニュージーランド

- ・ 温暖化問題は先進国だけでは解決できない。
- ・ LULUCF 問題を議論するという提案に賛成する（ニュージーランドは他の先進国と GHG 排出量の構成が非常に異なり、LULUCF 分野からの排出が多い）。
- ・ 京都議定書の強みと弱みの分析をするべきである。
- ・ この早い段階において、締約国は前進するための如何なるオプションも締め出すべきでない。まずは、締約国の排出傾向も含めて分析と評価を開始するべき。

ロシア

- ・ 建設的な交渉のために不可欠な要素は、非附属書 I 国が自主的なコミットメント（Voluntary commitment）を持つことを受け入れるというメカニズムが設立されることである（昨年 12 月の COP/MOP1 での主張の繰り返し）。AWG と議定書 9 条のプロセスの連携が必要である。
- ・ AWG には、附属書 I 国と非附属書 I 国の協力が必要であり、交渉の早い段階で主題のサブグループを設立することが重要であろう。
（ここで議長より、Voluntary commitment については、別途コンサルテーションを持つことが報告された。）

スイス

- ・ シンクタンクや国際機関などを含む分析を行うためのサブグループの設立、OECD・IEA や IPCC など関係組織やステイクホルダーからの情報を使用することが重要である。
- ・ 締約国もしくはセクター間での削減量をどのように定めるか決めることが必要。
- ・ AWG と議定書 9 条及び Dialogue を結びつけることが必要。

アルジェリア

- ・ 京都メカニズムを使用することは、削減目標を達成するコストを安くさせる。
- ・ 削減目標は附属書 I 国だけのものである。
- ・ 第 2 約束期間は、2025 年や 2030 年などの長期間にすることにより、意味ある約束を盛り込むべきである。

サウジアラビア

- ・ 3.9 条の議論は附属書 I 国のみを対象とするもの。第 2 約束期間は、2025 年や 2030 年などの長期間にすることにより、意味ある約束を盛り込むべきである。

EU

- ・ EU は、気温上昇を産業化前と比較して 2°C 以内にするという目標を持っている。また、2°C 以内にしておけば、全てが安全というレベルというわけではないことも認めている。2°C 以内に抑えるには、2050 までに 50% の排出削減が必要。
- ・ 第 2 約束期間も京メカの継続が必要。

- ・ 先進国は温暖化問題解決のためにリーダーシップを取っていくべきであり、先進国の更なる目標の議論を歓迎する。
- ・ 一方、UNFCCC 目標達成のための世界規模削減は Dialogue プロセスがある。
- ・ 柔軟性メカニズムの役割を含む技術開発なども AWG で取り上げるべきである。
- ・ AWG の最初の会合では、二点の課題に集中することを提案する。
 - ； AWG に対する締約国のオープンな意見交換。
 - ； AWG で考慮されるべき議題を含む作業計画の要素の合意。
- ・ 科学的情報や社会経済的な分析からのインプットが必要であり、IPCC や IEA などが AWG での検討に貢献できるだろう。

カナダ

- ・ 2030 年までに途上国からの排出量が、先進国からの排出量よりも上回ると予想されている。カナダは世界の排出量の約 2.3% にすぎない。先進国だけでは、温暖化問題の解決は出来ず、世界規模で取り組まなければ効果的でない。
- ・ 議定書 9 条の問題も AWG で考慮される必要がある。
- ・ 議定書の参加者を増やすために、セクター別アプローチ、排出原単位、自主的なコミットメント、技術ベースのコミットメントなど、様々なアプローチが考慮されるべき。

ブラジル

- ・ AWG の作業は、2008 年までもしくは 2009 年までに終わらせるべきである。第 1 約束期間とのギャップがないよう、より多くの削減が必要。また、AWG のプロセスは他のプロセスとはつながるものでない。

ツバル (小島嶼国連合)

- ・ 附属書 I 国と非附属書 I 国の全ての締約国による貢献が今すぐ必要。
- ・ 2°C 目標はツバルにとっては十分な目標ではなく、現在すでに温暖化はツバルにとって危険なレベルに達している。

シンガポール : G77 に賛成。議定書 3.9 は附属書 I 国のみについての議論で、他のいかなる議論ともリンクしない。

最後に、Cutajar 議長が議論をまとめ、プレナリーは閉会した。AWG の今後の作業に関する非公式協議は、5 月 18 日夕方から開催されており、AWG のプレナリーは、5 月 22 日の午後に再開予定となった。

(矢尾板泰久 信岡洋子)

4. CDM 関連事項

4-1. CDM 理事会 Q&A セッション

2006年5月15日（月）

SB 期間中の初日の恒例となっている CDM 理事会の Q&A セッションが 15 日（月）に開催された。CDM 理事会の Miguez 議長（ブラジル）がまず現在の CDM プロジェクトの状況と SB 期間直前に開催された CDM 理事会第 24 回会合の結果を説明し（会合レポートは <http://cdm.unfccc.int/EB/Meetings/024/eb24rep.pdf>）、その後 Meth パネルの Sethi 議長（インド）と信任パネルの Carlino 議長（アルゼンチン）が両パネルの現在の作業での特筆すべき点を述べた。Seth 氏は、現在 Meth パネルで CCS（地中貯留）方法論を検討中であること、定性的なアセスメントをしており COP/MOP2 に指針を提供する目的であるとの報告があった。Carlino 氏からは、現在運営組織の信任プロセスの改善が図られているとのことだった。その後参加者からの質問を受け付けた。毎回 2、30 の質問（及び CDM 理事会への不満）が飛び交うにもかかわらず、今回は 4 人からの内容の質問にとどまった。

Q1. ボリビア政府（DNA）

DNA フォーラム（各国 DNA と CDM 理事会の意見交換のための会合）の開催について詳細を知りたい。

A1. 事務局

事務局は DNA フォーラムを開催する資金を出資してもらうよう、関心のある国に連絡をとった。来週非公式な会合を開催する予定。

Q2. Andrei Marcu (IETA)

COP/MOP 決定に基づく追加性立証ツールの改善にかかる CDM 理事会の作業はどうなっているか。

A2. Miguez 議長

理事会第 24 回会合レポートにあるように（パラ 43）、理事会はこの問題について Meth パネルに優先順位をつけて作業を進めるよう勧告を出した。

Q3. UNICE

CDM 理事会の資金面について。COP/MOP で、多くの国が資金面での貢献を約束する発言をしたが、どの程度実現されたのか。

A3. Miguez 議長

資金については理事会会合レポートのパラ 90 から 95 にある通り。現在までに資金を拠出した国と金額がかかっている（パラ 90）。

Q4. プロジェクトデベロッパー（イスラエル）

AM0006、AM0016（糞尿メタン削減）の統合方法論の検討が先送りとなったが、どのような経緯でそう決定されたのか。

A4. Miguez

理事会会合レポートのパラ 32、33 にあるとおり、Meth パネルで統合方法論の検討を続けることになった。特に AM0006 と AM0016 についてフレアリングのモニタリングを含めるよう改訂する旨 Meth パネルに要請した。パブリックインプットを 5 月 19 日から 6 月 16 日まで募集する。また、この改訂は重大だと考えられることから、理事会の検討が終わるまで AM0006 と AM0016 は使えない (put on hold) こととなった。

(信岡 洋子)

4-2. 新規 HCFC22 生産施設における HFC23 破壊 CDM プロジェクトの取り扱いについて (SBSTA 議題 8(a))

背景：

HCFC22 生産において副産物として発生する HFC23 に関連して、HCFC22 の新規生産施設における HFC23 回収・破壊を CDM として認めるかどうかについて、COP/MOP 決定により昨年 SBSTA23 に引き続き議論が行われることになっていた。京都議定書の対象ガスである HFC23 の回収・破壊のコストは低い一方、GWP (Global Warming Potential : 温暖化係数) が非常に大きく (CO₂ を 1 として HFC23 は 11,700) 大量の CERs 発生が見込めるため、CDM によって途上国での HCFC22 生産増加につながるのではないかと懸念がある。HCFC22 はオゾン破壊物質としてモントリオール議定書の規制対象物質である。前回の SBSTA23 では、新規生産設備のプロジェクトを認めるか、認めないか、認めるとしたらどのような条件で認めるべきかで各国の意見がまとまらず、「新規生産設備」を AM0001 の対象以外を指すという定義に合意したのみで終わった (Decision 8/CMP.1)。COP/MOP2 に指針を与えることを目指して、今回議論が続けられる。

議論の内容：

(1) 5 月 18 日 SBSTA プレナリー (全体会合)

同議題は 5 月 18 日の SBSTA プレナリーで最初に取り上げられ、EU (オーストリア) と US (京都議定書に批准していないためオブザーバーとしての発言) が発言した。

EU は新施設での HFC23 破壊に対して CERs を発行しない方がいいと考えるが、幅広いオプションについてオープンに議論したい、と柔軟性を示した。US は、モントリオール議定書上途上国の HCFC22 生産量の基準年になっている 2015 年での生産量が CDM プロジェクトによって増えてしまうことに懸念を示し、新設備でのプロジェクトに反対の立場を示した (US の発言は、同国の大手化学メーカーの事情を考慮してのものと考えられる。同メーカーは、HFC 発生率を 1.5% に抑える先進技術を有している一方、CDM の現在の方法論では 3% まで可となっているため、CDM のために同社の先進技術が売り込めないこと及

び世界全体で HCFC22 が過剰生産されることを懸念している。新施設でのプロジェクトに反対というより、方法論の基準を厳しくしたいという思惑があるようである。

コンタクトグループで交渉が続けられることとなった。議長は前回と同様 Børsting 氏（ノルウェイ）。

5月19日 コンタクトグループ

プレナリーの翌日開かれたコンタクトグループでも前回 SBSTA と同様の意見が各国から表明された。

国内に多数の HCFC 生産設備をかかえ、CDM プロジェクトを推進したい中国は、COP/MOP2 に勧告を出すために、今回 SB は CERs の発行を求める新規 HCFC22 生産設備に取り組む方法についての議論に集中するよう提案。カナダも中国に賛成し、オゾン層保護に関する特別報告書によると HCFC の生産は CDM なしでも増加が予想されていることを指摘、HFC23 の回収・破壊プロジェクトの重要性を強調した。それとともに、HCFC の生産増加が需要の増加によるものであることをどのように実証するかが問題であると述べた。

ブラジルは従来どおり、新設備のプロジェクトからの CERs 発行は認めないことを提案し、（南米諸国など HCFC 生産設備がほとんどない途上国はこのようなプロジェクトに従来から反対の立場を示している）。南アフリカは新施設への CER 発行を認めないことを支持。エクアドルも同様で、さらに途上国の HFC 破壊のための資金メカニズムの必要性を強調した。（資金援助については 8/CMP.1 で先進国に Encourage する旨明記されていると議長から指摘あり）ボリビアも反対の立場を示し、CDM といった市場メカニズムをこの問題に対処するために使うのはおかしいと主張した。

一方、日本は前回の SB で、何が Perverse incentive かの議論などで仮定の話に基づくものばかりで行き詰った反省から、今回の議論では、実際の HCFC 市場の動き、需要の動向といった事実を踏まえて解決策を探るべきと強調。

EU は、CDM がもたらしうる悪影響を防ぐためのオプションとして、基本的に新設備にクレジットを発行しないことがよいと述べた。前回の SB では、何が Perverse incentive なのか合意にいたらなかった。EU は、perverse incentive とは、CERs を新規 HCFC 設備の HFC 破壊プロジェクトに与えることが認められれば、①CERs がなければおこらなかったであろう途上国の HCFC22 生産量が増加→②HFC23 破壊プロジェクトからの CER 発行→③先進国が買い、自国の削減量分としてカウントできるので、その分他から排出でき、世界全体として GHG 排出量は増えることだと考えていると述べた（SBSTA23 と同じ主張）。はっきりした考えはないが、perverse incentive を取り除くには CERs を制限すればよいかもしれない。どの程度に制限するかは分からないが。

日本は、CDM プロジェクト参加者は、追加性の証明が必要で影響分析や財務分析がすでに行われていると述べ、HFC 破壊プロジェクトの perverse incentive は取り除くべきである

が、このようなプロジェクトへのインセンティブを削ぎすぎないように注意が必要とした。EU もこの点は日本に賛成し、perverse インセンティブは取り除くべきだが、HFC 破壊プロジェクトに対するインセンティブを十分に保つことも重要だとの認識を示した。

インフォーマルコンサルテーションで引き続き議論が行われることとなった。

EU が柔軟な意見を示すなど、議論の流れからすると新規設備からの CER 発行はまったく認めないというよりも、認めるが perverse incentive を取り除くため、何らかの形で制限すべきという方向性が感じられた。一方、どの程度、どのように制限するかについては具体的な提案がなされるほど議論が煮詰まっていなかったようである。

CDM としての CCS ワークショップは 5 月 22 日（月）に開催予定なので追って報告する。
(信岡 洋子)

5. インベントリガイドライン関連

IPCC の 2006 年国別 GHG 排出インベントリガイドラインが先月の IPCC 会合で採択された。今回の SBSTA で議題の一つで、IPCC インベントリタスクフォースからの報告と、SBSTA による新ガイドラインの検討が行われることになっている。18 日（木）の昼に IPCC 主催のサイドイベントで詳細が説明された後、SBSTA プレナリーでこの議題が話し合われた。議論の論点はどのタイミングで新ガイドラインを各国が採用することにすべきかという点であった。

5-1. IPCC サイドイベント 2006 年国別 GHG 排出インベントリガイドライン

5 月 18 日（木）13:00~15:00

概要：2002 年の SBSTA17 で IPCC に 1996 年改訂インベントリガイドラインを改訂する (revise) よう招請 (invite) していた。このたび、2006 年インベントリガイドライン (2006 年ガイドライン) が約 250 の執筆者によって作成され、今年 4 月の IPCC 全体会合 (4 月 26-28 日) において、各国政府に Overview chapter (概要章) がセクションごとに採択 (adopt) され本文全体が受諾 (accept) されたもの²。2006 年ガイドラインは全 5 巻から成る。同サイドイベントでは、平石 TFI (インベントリタスクフォース) 共同議長の司会の下、同じく TFI の Jim Penman (英国 Defra) が 2006 年ガイドラインの全体像を紹介し、各巻を CLA が説明した。

1) Jim Penman (DEFRA)

2006 年ガイドラインの構成と 96 年ガイドラインからの主な改訂点を説明した。

2006 年ガイドラインは、第 1 巻の一般的な指針、分野別の第 2~5 巻からなるので、クロスレファレンスの必要が少なくなったことで使いやすさが向上した。96 年ガイドラインと

² 同会合での議論については弊所 IPCC 第 24 回全体会合報告書参照。

http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/pdf/IPCC25houkoku_final.pdf

2つのグッドプラクティスガイダンス（GPG）の内容を統合したもの。96年ガイドラインの内容に加え、すべてのGHGにつきGWP値を提供していること、CCSからの排出算定、廃鋳からのメタン排出の算定、HWP(伐採木材製品：harvested wood products)に関する各種算定手法などが新たにある。各国が国別インベントリ作成で参照している96年ガイドライン及びGPGと内容は一貫しているため、2006年ガイドラインはこれらとともに利用できる。2006年ガイドラインをいつから各国が採用すべきかどうかは締約国が決めるもので、IPCCが関与する問題ではない。

2) Vol.1 General Guidance and Reporting 一般的指針：Newton Paciomik（ブラジル、CLA）

Vol. 1の「General Guidance and Reporting」の説明。同ガイドライン全体を通じて適用される原則（透明性、完全性、首尾一貫性、比較可能性、精度）にかかる指針を説明。すべての巻において手法は3つのティアのアプローチで示されている。（Tier 1はデフォルト値を用いた算出、Tier2は各国独自の数値を用いて算出、Tier3は計測値を用いて算出。Tier3が一番詳細な手法）

3) Vol 2 Energy エネルギー；Tinus Pulles（オランダ、CLA）

96年ガイドラインからまったく変わってしまった箇所はない。96年と2006年のガイドラインを使うことで一貫性は失われない。セクターアプローチとリファレンスアプローチを明確に分けたこと、燃料の非エネルギー使用の扱いを明確にしたこと（非エネルギー使用の排出量算定はIPPUの巻で扱われる）、CCSの章を新たに設けてCCSの各操業段階での排出量算定手法をしめしたこと、廃鋳からのメタン排出算定手法を入れたことが改善点として挙げられる。

4) Vol.3 Industrial Processes and Product Use 工業プロセスと製品使用：Jochen Harnisch（ドイツ、CLA）

最新の知見をもとに、2006年ガイドラインでは、より広範にわたるガスと排出源を対象にした排出量算定手法を提供している。

5) Vol4. Agriculture, Forestry and Other Land Use 農業、林業、その他土地利用：Keith Paustian（アメリカ、CLA）、Ravindranath(インド、CLA)

これまでの経験を元に知見をアップデート。デフォルト排出係数の改善と不確実性の低減が図られた。土地利用カテゴリーを6つに分けた。

Flooded land（7章Wetland）からの排出量推定は、GPGと同じCarbon change methodを本文に載せた。Flux methodはAppendixに掲載。HWPの章を新たに設け、Policy neutralに手法を提供している。

6) Vol.5 Waste 廃棄物：Riitta Pipatti（フィンランド、CLA）

96年ガイドラインを補うべく、FODモデルやデフォルト活動データ、パラメータを改訂。廃棄物については、各国に独自のデータを集めてそれを使うよう推奨している。場所によ

って状況は大きく異なるので、デフォルト値を用いると不確実性が大きくなる。多くの国で活動データの質の向上が見受けられるが、まだデータの質は向上させる必要がある。

7) 質疑応答

2006年ガイドラインを各国が使う時期、企業やプロジェクトデベロッパーが同ガイドラインを使う場合のアドバイス、96年ガイドラインから2006年ガイドラインへ移行する際のテクニカルな問題、CCSの扱い、flooded land（貯水池）の排出量算定手法オプションの記述に関してなどが参加者から提起された。発表者は新ガイドライン採択時期は政策的な問題なのでIPCCは関与しないが、テクニカルな問題として、毎年データは比べられるようにしておかなくてはならないため、排出算定手法を変更する際、変更前の手法を用いた場合と数値が変わってしまうものはすべて再計算しなくてはならないと答えた。また、特別なアドバイスは今まで出していないが、ガイドラインは国を対象としたものだがプロジェクトに適用もできるだろうと述べ、プロジェクトについてはCDM理事会が方法論を決める際IPCCのガイドラインを使うよう指針が出されることになることもありうるとの見解を示した。CCSの2006年ガイドラインの扱いについては、排出が起こる場所、起こるときに排出量を算定することを原則とする一方で、各国がガイドラインにある手法以外の手法を採用することもできるとした。最後に、貯水池の排出量算定手法について、ガイドライン本文にはcarbon stock changeアプローチとあるが、どの手法を使うかは各国次第との立場で、当該章のappendixにあるcarbon flux methodも各国が使えることを強調した³。

(信岡 洋子)

5-2. SBSTA プレナリーでの議論 (SBSTA 議題 7(a) IPCC 国別 GHG 排出インベントリガイドライン)

5月18日のプレナリーで、IPCC インベントリタスクフォースのThelma Krug（ブラジル）が2006年ガイドラインの完成を報告、その後数カ国からインターベンションがあった。論点は2006年ガイドラインをどのタイミングで採用するかということであった。

アルゼンチンは京都議定書下ではIPCCが承認した方法論をつかうこととなっており、COP3で96年ガイドラインを使う（should use）ことと決めたので第1約束期間は96年ガイドラインを採用することにしておくべきと主張、2006年ガイドラインを第1約束期間に採用するなら透明性、比較可能性の問題がある上、2つのガイドラインを使ってそれぞれインベントリを作成することはどの国もできないと述べた。オーストラリア（EU）、カナダはUNFCCCの下でのインベントリと京都議定書第一約束期間の下でのインベントリの首尾一貫性の重要性を主張、EUはさらに、各国が自主的に2006年ガイドラインを用いてもよい年次を今回検討しCOP/MOP2での決定書採択を目指すという提案をした。一方、ロシアは2006年ガイドラインの報告ガイドラインを出すのは早すぎる、ツバルも内容を理解す

³ この議論の背景は弊所IPCC第25回全体会合報告書P4を参照。
http://www.gispri.or.jp/kankyo/ipcc/pdf/IPCC25houkoku_final.pdf

るのに時間がかかるので今回結論を出すのは不可能、他の国々も同様に 2006 年ガイドラインに移行するタイミングについて同様の見解を示した。また、**International Hydropower Association** は、**IPCC** の会合の場で数カ国の政府の主張により記述が変えられた貯水池 (**flooded land**) の排出算定手法について懸念を示し、各国に、この部分を採用する際には注意が必要だと警告した。

インフォーマルコンサルテーション (非公式の **closed** 会合) が設立され、伐採木材製品 (議題 7 (b)) と一緒に検討されることとなった。議長は **Riitta Pipatti** (フィンランド)。

(信岡 洋子)

6. サイドイベント

条約事務局発表のサイドイベント一覧によると、5月15日～25日までの間に48件のサイドイベントがMaritim Hotel、ドイツ環境省及びドイツ運輸省の建物で開催される。

テーマを見てみると、Future、Emission Trading、CDM、JIというような言葉を今まで通り多く目にすることが出来るが、CCSをテーマとしたサイドイベントが4件開催予定であり、CCSのワークショップが開催されることで一目瞭然ではあるが、CCSの注目が高まっていることが分かる。

【その1】

テーマ：CDM potential projects in Cambodia, Laos and Vietnam

主催：Foundation Joint Implementation Network (JIN)

日時：5月16日 18:00～20:00

概要：

Axel Michaelowa (Hamburg Institute of International Economics, Germany)

- ・ 欧州委員会により支援されているEU - Asian Pro Eco Programmeにより、カンボジア、ラオス、ベトナムでのCDMキャパシティビルディングが行われている。このプログラムは、2004年5月から2006年7月までの期間となっている。カンボジア、ラオス、ベトナムにおいて、CDMやエネルギー効率のワークショップを開催した。

国別プロフィール

国	エネルギータイプ				
	石油埋蔵量 (10億バレル)	天然ガス埋蔵量 (1兆立方フィート)	石炭埋蔵量 (Mt)	水力発電 (GW)	木質燃料 (Mt)
カンボジア	---	9.9	---	10	82
ラオス	---	3.6	600	26.5	46
ベトナム	4	21.9	153,500	68.5	49
インドネシア	10	169.5	38,000	75.6	439
タイ	0.16	12.2	1,240	N/A	67

(プレゼンをもとに作成)

CO2削減ポテンシャル

国	CO2排出量		エネルギー効率	炭素原単位		削減 見通し
	世界で の割合 (%)	排出削減 ポテンシャル	エネルギー効率 ポテンシャル	vs U.S. value of 0.63metric tons/thousand \$1995 (100%)	燃料転換 ポテンシャル	
カンボジア	0.022	Very low	Very low	22	Low	Low
ラオス	0.015	Very low	High	24	Low	Low
ベトナム	0.2	Low-medium	Very high	61	Low	Medium
インドネシア	1.2	Very high	High	217	Very high	Very high
タイ	0.7	High	High	161	High	High

(プレゼンをもとに作成)

CDMランキング

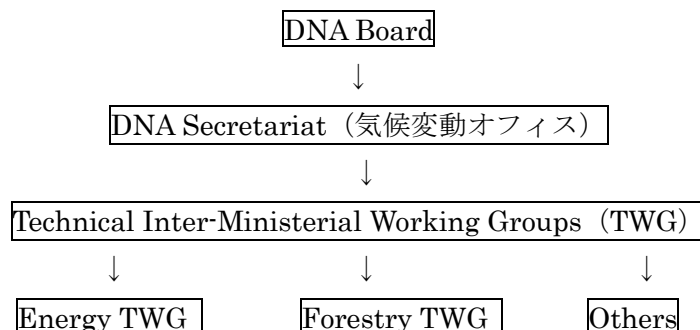
国	総合	CDM キャパシティ	CDMプロジェクト の経験	環境投資
カンボジア	B	B	B+	CCC
ラオス	CC	C	B	C+
ベトナム	C-/D	C	C-	C-

(プレゼンをもとに作成)

- ・ カンボジア ⇒ 他の後開発途上国と比べるとCDMの制度化は進んでいる。
しかし、プロジェクトを引きつける魅力が無い。
- ・ ラオス ⇒ 基本的なCDMフレームワークのキャパシティに向けて更なる努力が必要。
- ・ ベトナム ⇒ CDMを経済的に実行しようとする、現在では挑戦的である。
- ・ EU - Asian Pro Eco Programmeの詳細は下記の報告書を参照。
http://www.hwva.de/Forschung/E_Climate/Publications/2006.htm
- ・ EU - Asian Pro Eco Programme IIは、2006年6月1日が申し込み締切であり、欧州委員会が800万ユーロを支援している。

SUM Thy (カンボジア環境省)

- ・ カンボジアの気候変動オフィスは2003年に設立され、DNA事務局として活動し、カンボジアのCDMのための制度化のアレンジをしている。



カンボジアのCDMプロジェクト

プロジェクト名	規模	推定削減量
Angkor Biocogen Rice Husk Power Project	1.5 MWe new rice husk power generation	39,981 tCO ₂ -eq./ 年
The Biogas Project in the Stung Meanchey Landfill of Phnom Penh	Solid waste generation around 7,000 t/day	858,000 tCO ₂ -eq./ 10 年
National Biodigester Programme	Over 17,000 household biogas plants will be installed between 2006-09	54,250 tCO ₂ -eq./ 年
Biogas for Electricity at Samrong Pig Farm	The waste from the pig farm (1,000 sow, around 10,000 pigs)	Around 5,000 tCO ₂ -eq./ 年
Efficient cookstoves to combat climate change and poverty in Cambodia	About 14400 of New Lao Stove (NLS) will be disseminated	34.720 TCO ₂ over / 7 年以上

(プレゼンをもとに作成)

Hoang Manh Hoa (ベトナム天然資源と環境省)

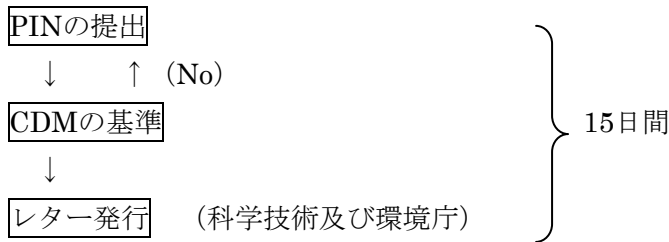
- ・ EU - Asian Pro Eco Programme により68,351ユーロの支援を受け、ワークショップなども開催し、CDMに関するベトナム政府組織のキャパシティが向上、民間部門へのCDMの認知も広がり、CDMプロジェクトへの民間部門の参加者を増やすことが出来た。
- ・ ベトナムのDNAとして、天然資源と環境省のICD (International Cooperation Department) が設立された。

- 2005年10月17日、ベトナム首相が京都議定書を履行する指令を出した。
 - ；2006年から2010年において、ベトナムの国家社会経済計画に従って、CDM活動を促進させる。
 - ；CERの排出量取引市場の研究と予測を実行する。
 - ；ベトナムでのCDMプロジェクト参加者にガイダンスを提供する。
 - ；京都議定書とCDMの実施に関する宣伝を行う。
 - ；CDMプロジェクトに対する税金のインセンティブなどを規定する。
- CDMは、持続可能な開発、貧困撲滅及び環境保護に貢献する。

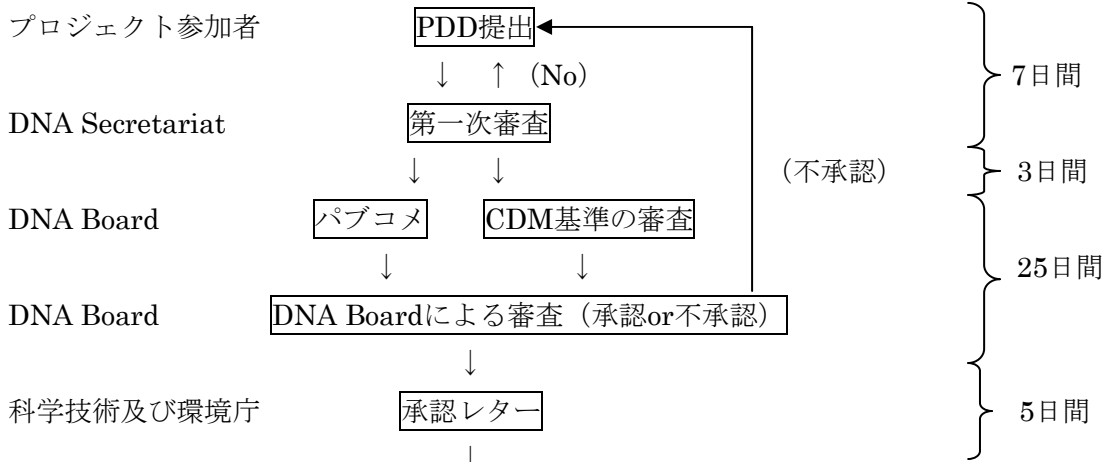
Symphone Sengchandala (ラオス科学技術及び環境庁)

- ラオスでは、科学技術及び環境庁 (The Science Technology and Environemnt Agency) がDNAとして任命された。
- ラオスでは、エネルギー効率、水力、再植林のCDMプロジェクトのポテンシャルがある。
- パイプラインの段階にある幾つかのCDMプロジェクトの紹介があった。

PIN(Project Idea Note)の手続きドラフト



PDDの手続きのドラフト



validation ⇒ registration ⇒ verification ⇒ certification ⇒ CER発行

(矢尾板 泰久)

【その2】

テーマ：U.S. State and Regional Action on Climate Change

主催：PEW CENTER

日時：5月17日 13:00～15:00

概要：

Joshua Bushinsky (PEW CENTER)

- ・ 米国のほとんど全ての州は、気候変動に対して何らかしらの行動を取っている。
- ・ 地域温室効果ガスイニシアティブ (RGGI) は、2003年当時のニューヨーク州知事であったパタキ知事が呼びかけ、2005年12月に合意された米国初の強制的なGHGキャップアンドトレードである。参加州は、コネチカット、デラウェア、メイン、ニューハンプシャー、ニューヨーク、ニュージャージー、ヴァーモントの7州である。2009年から2015年までは現在のレベルで安定化し、2019年までに現在レベルと比較し10%削減することが目標。EU-ETSやCDMのリンクも可能である。
- ・ California Actions は、カリフォルニア州のシュワルツネッガー知事が制定したもので、2010年までに2000年レベル、2020年までに1990年レベル、2050年までに現在レベルと比較して80%削減するというもの。再生可能エネルギーの基準や自動車のGHG排出基準などがある。
- ・ GHG排出量目標を設定している州は、11州。再生可能エネルギー基準を設定している州は、23州。気候行動計画がある州は、28州。エタノールを推進している州は、29州。エネルギー効率や再生可能エネルギーなどへの公共のファンドがある州は、24州。
- ・ 米国では、州が気候変動の対策をリードしている。州の活動は、連邦政府の行動に対してレッスンをもたらしており、州が重要な役割を担っている。

Manik Roy (PEW CENTER)

- ・ 米国上院では、2001年から毎年、気候問題の議論は大きくなっている。2002年に国家気候戦略が通過した。2003年、キャップアンドトレードのマケイン・リバーマン法案が現れた。2004年は大統領選挙の年であったので、何もなかった。2005年、色々な投票が行われた。2005年としては、7月のエネルギー政策、ビンガマン二酸化炭素1トン排出につき7ドルの税の提案、技術に関するヘーゲルの提案、ヘーゲルの早期のGHG削減に対するクレジットを与える提案など。
- ・ 今年になって、米国の石油への依存が、国家セキュリティの脅威となっており、ブッシュ大統領は年頭の一般教書演説において、石油中毒 (addicted to oil) の発言があった。
- ・ ハリケーンカトリーナは、気候科学に関する一般の議論を促した。ハリケーンと気候変動とは関係のないという見解の者もいる。
- ・ 2005年9月23日 - 26日のアンケートでは、あなたが生きている間に気候変動があな

たに影響を与えますか?という質問に、Yes が 61% (No が 31%) であった。また、いつですか?という質問に既に起こっているが 72%であった。

- 2006年3月のアンケートでは、地球温暖化に対して何も行動を取らなかったら、将来どうなるか?という質問に対しては、「とても重大」が 49% (世界では 57%) だった。また、多くの者が、米国連邦政府が企業や個人に何かを求めるだろう、と考えている。気候科学に関する、一般の理解が始まりかけている。
- 2006年は、ドミニチとビンガマンの動き、新しい気候政策に関する税 (Feinstein・Carper・Udall) の提案、石油価格の変動などに注目することが大事。
- 米国の気候政策について、2008年に何か動きがありそうである。誰が共和党に指名されるか? 民主党が上院や議会で多数を占めるのか? 原油高への人々の不満は? 気候科学に関する一般の認知度が高まるのか? などが影響する。

米国におけるキャップアンドトレードに関する提案

提案者	対象者	対象ガス	目標	メモ
Pavley	自動車部門を除く産業界	GHG	2020年までに1990年レベル	排出枠に関する言及無し
Jeffords	発電所	CO2	2010年までに2000年レベルの21%減	オフセット不可
McCain-Lieberman	産業界	GHG	2010年までに2000年レベル	オフセット15%まで
Carper	発電所	CO2	2010年までに2006年レベル、2015年までに2001年レベル	オフセット可
Feinstein	産業界	GHG	2010年まで2006年レベル、2020年までに現在の7%減	
Bingaman	産業界	GHG	真のキャップなし、低い safety valve	オフセット3%まで \$7 / ton-CO2

Vicki Arroyo (PEW CENTER)

- PEW CENTER が 2006年2月に発表した「Agenda for Climate Action」について説明。
 - ; 科学と技術の研究開発、市場ベースのプログラム、キーになる部門の削減、エネルギーの生産と使用、適応、世界的な取り組み、という米国が行動を起こさなくてはいけなさに焦点をあてている。
 - ; 科学、技術研究及びエネルギー効率への資金援助を増やすべきである。
 - ; 自主的な削減をもたらす強制的な GHG レポートシステムを提案している。

；技術投資と市場開発の混合が、最もコスト効果的な GHG 削減をもたらす。

- ・ 詳細は、<http://www.pewclimate.org> のレポートを参照。

(矢尾板 泰久)

【その3】

テーマ：New work from the Annex I Expert Group

主催：OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development)

日時：5月17日 18:00～20:00

概要：

Katina Karousakis (OECD)

- ・ PDD で確認した 987 件の CDM に関する主な傾向は、クレジットを多く作り出す F ガス、N₂O、ランドフィルガスのプロジェクトが多い。例えば、最近の CDM で言えば、F ガスを削減する 17 件の CDM プロジェクトで CDM による GHG 削減の 45% を占めると推定される。また、N₂O の 9 件のプロジェクトで、2008 年から 2012 年間の CDM による削減量の 28% を占めると推定される。ランドフィルガスからの CDM プロジェクトの削減量も、CDM プロジェクトの削減量の 11% を占めると推定される。2012 年までに 13 億のクレジットが CDM プロジェクトから作られると推定される。
- ・ プロジェクトの種類による件数で言えば、再生可能エネルギーからの発電のプロジェクトが最も多く 466 件、エネルギー効率 128 件、燃料転換の 63 件などが上位を占めている。
- ・ 将来、推定される CER の割合を地理的に見てみると、2005 年 5 月時点においては、インドが 21%、韓国が 15%、ブラジルが 12%、中国が 7% などであった。2006 年 5 月時点では、中国が 30% と大きく増加しており、インドが 18%、ブラジルが 11%、韓国が 6% などとなっている。中国の伸びは、F ガスや N₂O のプロジェクトによるものである。
- ・ 現在、登録された CDM プロジェクトは 176 件、レビュー中が 9 件となっている。

Jane Ellis (OECD)

- ・ プログラム活動による CDM は、既に少しの経験があり、今後、ポテンシャルがあるであろう。しかし、明らかにすべきことがある。プログラム活動の定義付けの問題がある。誰（民間部門、政府、国連機関）が含まれるのか？ 何（ガス、部門、気候変動の目標かその他の目標か）を目標とするのか？ プログラムがどこ（地域レベル、国レベル、多国籍レベル）で履行されるのか？ いつ活動が発生するのか？ 定義が不十分である。

- * プログラム活動による CDM (図説京都メカニズム第 5.1 版 より)
 - ・ 地方 / 地域 / 国家政策又は基準は CDM プロジェクトとすることはできない。しかしながら、プログラム活動は CDM プロジェクトとして登録することができる。ただし承認済みベースライン・モニタリング方法論があつて、それらが適切なバウンダリー、ダブルカウントの防止、リーケージの計算、排出削減が実際に生じており、測定及び検証可能かつプロジェクトがない場合と比べて追加的であること等を明確にできることが条件。

(矢尾板 泰久)

【その 4】

テーマ : Current operation and future developments of the CITL and ITL

主 催 : EU

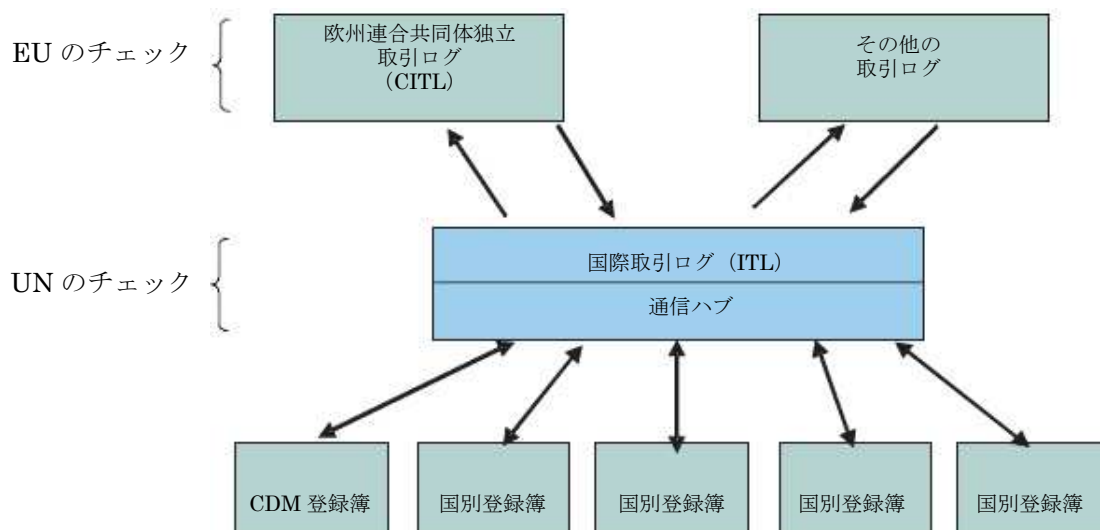
日 時 : 5月18日 13:00~15:00

概 要 :

Andrew Howard (UNFCCC)

- ・ 国際取引ログ (ITL : International Transaction Log) は、全ての登録簿を結ぶ通信ハブの役割をする。共同体独立取引ログ (CITL : Community Independent Transaction Log) は、補足的なチェックを行う。

リンクされた登録簿制度のネットワークのイメージ図 (プレゼンをもとに作成)



- ・ 取引ログは、国際的な排出枠の動きを管理することにより、議定書上の遵守が守られているか確認するのに役立つ。
- ・ EU-ETS において、企業が CER の使用をすることが許されているため、EU の国別登録簿に ITL がリンクする時期を 2007 年 4 月に運営出来るように後押ししている。

- ITL の開発、運営は IT 企業が行っており、契約期間は 10 年間である。

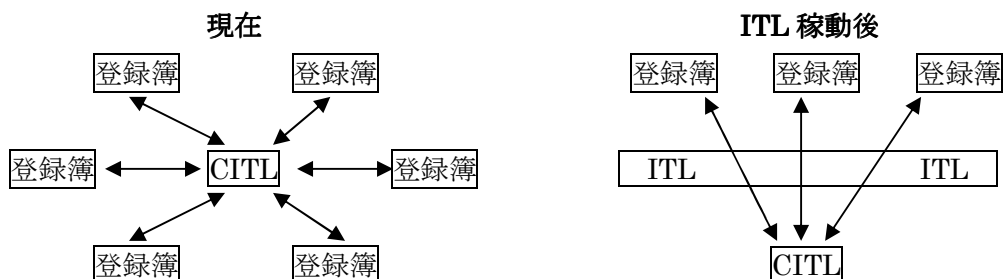
Istvan Howard (欧州委員会)

- EU の登録簿は 25 カ国の内、22 カ国で稼働している。稼働していないのは、ポーランド、マルタ、キプロスの 3 カ国。
- 保有口座は 1 施設につき、1 つの保有口座が与えられる。
- 京都システム＝国別登録簿＋ITL であり、EU システム＝国別登録簿＋CITL である。条約締結国と EU との間での排出枠のやり取りは矛盾なく出来る。
- CITL のウェブサイトで、口座保有者、割当、検証済排出量、遵守状況の情報が提供されている。

<http://europa.eu.int/comm/environment/ets/>

- ITL が稼働すれば、全ての取引が ITL を通して行われる。

イメージ図 (プレゼンをもとに作成)



(矢尾板 泰久)

【その5】

テーマ：CO2 capture and storage as a climate policy measure

主催：CICERO (Center for International Climate and Environmental Research)

日時：5月20日 13:00～15:00

概要：

Andreas Tjemshaugen (CICERO)

- 1990 年前半から EU、オランダ、カナダ、ノルウェーにおける CCS の研究開発予算は、増加してきた。また、米国での CCS の研究開発予算の増加が著しい。ただ、米国の場合は、CO2 回収・貯留以外の目的で費やされている。
- EU 諸国、ノルウェー、北米における 2005 年の CCS の研究開発予算は、合計で約 1 億 4 千万ドルである。しかし、これらの国々のエネルギー研究開発予算である 80 億ドルと比較すると、CCS の研究開発予算は少ない。将来は、この分野での予算が増えるだろうと考えている。

- ・ 現在の CCS の研究開発予算への各国の動きは、石油やガスの増進回収への目的によるものが一番大きいようである。

Dr.Asbjorn Torvanger (CICERO)

- ・ コンピューターシミュレーションを使用した地中貯留のリーケージ（漏出）のシナリオについて説明した。
- ・ 大規模な CO₂ 地中貯留は、緩和策として有効である。
- ・ 長期間の間、地中貯留の場所からのリーケージは、とてごく僅かであり、数千年の間、backlash（あと戻り）することはないであろう。ただ、CO₂ 回収・貯留だけでは、地球温暖化を遅らせるだけなので、再生可能エネルギーなどの他の対策と一緒にすることが大切である。また、CO₂ 回収・貯留においては、モニタリング、検証、法律化、責任の明確化など、良い管理が重要である。

Kristin Rypdal (CICERO)

- ・ 現在ある情報では、CCS は、もし良い管理がされているのであれば、安全だと言えるであろう。ただ、CCS の経験は十分ではなく、不足している。
- ・ 2006 年 IPCC 国別温室効果ガスガイドラインは、安全な貯留を確保するモニタリングと報告のための良いフレームワークを提供している。
- ・ もし、CCS による排出削減量を排出量取引の一部とするのであれば、更なる規制や管理が必要となる。

(矢尾板 泰久)

以 上